

回 答 書

令和 4 年 7 月 2 8 日

契約番号： 5 0 4 1 0 0 0 0 5 6

工事（業務委託）名 大牟田市リサイクルプラザ基幹的設備改良 工事（委託）

質問 番号	図面 番号	仕様書	質 問 事 項	回 答
1		入札公 告	ごみ処理施設とは、し尿処理施設、 最終処分場、最終処分場浸出水処 理施設は含まないと理解して宜し いでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構 です。
2	3	第 1 章 第 2 節 1. 処理 能力	1) 公称能力 発注仕様書で示された公称能力 は、建設時の計画値であるため、 本工事においては参考値と理解し て宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構 です。
3	6	第 1 章 第 2 節 6. 処理 条件	1) 破碎基準 発注仕様書で示された破碎基準 は、建設時の計画値であるため、 本工事においては参考値と理解し て宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構 です。
4	6	第 1 章 第 2 節 6. 処理 条件	2) 選別基準 発注仕様書で示された選別基準 は、建設時の計画値であるため、 本工事においては参考値と理解し て宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構 です。
5	6	第 1 章 第 2 節 6. 処理 条件	2) 選別基準 不燃・大型ごみラのPM回収率(参 考) が 85%以上とありますが、誤 記ではないでしょうか。	正しくは「55%以上」です。

質問 番号	図面 番号	仕様書	質 問 事 項	回 答
6	6	第 1 章 第 2 節 7. 公害 防止基 準値	1) 粉じん基準値 2) 騒音基準値 3) 振動基準値 4) 悪臭基準値 発注仕様書で示された公害防止基準は建設時の計画値であるため、本工事においては参考値と理解して宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
7	7	第 1 章 第 2 節 9. 環境 保全	1) 粉じん対策 2) 振動対策 3) 騒音対策 4) 悪臭対策 5) 排水対策 本工事の更新対象とならなかった設備および既設流用部分については適用除外という理解で宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
8	7	第 1 章 第 2 節 11. 安全 衛生管 理	本工事の更新対象とならなかった設備および既設流用部分については適用除外という理解で宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
9	8	第 1 章 第 3 節 1. 適用 範囲	本工事の更新対象とならなかった設備および既設流用部分については適用範囲外という理解で宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
10	8	第 1 章 第 3 節 3. 設計 と変更	「監督員が指示する場合を除き」とありますが、監督員によって合意事項が変更されてしまうことになるため、質問回答書に関しては、いかなる場合でも最優先されとの理解で宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
11	10	第 1 章 第 5 節 1. 試運 転	2) 試運転において、単体機器調整は当社が運転を行います、連動運転の操作については発注者様にて実施いただけるものとの理解で宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。

質問 番号	図面 番号	仕様書	質 問 事 項	回 答
12	11	第 1 章 第 6 節 1.引渡 性能試 験	5)引渡し性能試験等にかかる費用 性能確認に必要な費用について全 て受注者負担とありますが、第 5 節 3.1)に記載されているものに ついては発注者様の負担と同様と 理解して宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構 です。
13	12	第 1 章 第 6 節 2.保証 事項	1)責任施工 本工事の更新対象とならなかった 設備および既設流用部分について は適用範囲外という理解で宜しい でしょうか。	そのようにご理解いただいて結構 です。
14	12	第 1 章 第 6 節 2.保証 事項	2)性能保証事項 本工事は大半の機器が部分更新で あり、竣工時の能力を回復できる ものではないため、以下の通りの 内容と理解して宜しいでしょう か。 ごみ処理能力 (不燃・大型ごみライン、缶類ライン) 契約日から各ラインの工事着手(不 燃・大型ごみライン 2024 年 1 月予定、 缶類ライン 2023 年 11 月予定)までの 間に確認された通常処理運転にお けるごみ処理量を保証ごみ処理能 力と読み替えて宜しいでしょう か。	そのようにご理解いただいて結構 です。
15	12	第 1 章 第 6 節 2.保証 事項	2)性能保証事項 前項同様にて以下の内容と理解し て宜しいでしょうか。 ごみ処理能力 (ペットボトル・トレイライン) 手選別作業員の能力に依るところ から、PET・トレイ受入コンベヤ、PET ト レイ手選別コンベヤ、PET 圧縮梱包機単体 の処理能力(t/h)について、契約日 から本ラインの工事着手(2024 年 11 月予定)までの間に確認された通 常処理運転におけるごみ処理量を 保証ごみ処理能力と読み替えて宜 しいでしょうか。尚、処理物の比 重により処理量が変動するため、 必要に応じて建設時の見掛け比重 (PET ボトル:0.03t/m3、トレイ: 0.008t/m3)で換算を行うものと理 解して宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構 です。

質問 番号	図面 番号	仕様書	質 問 事 項	回 答
16	12	第 1 章 第 6 節 2.保証 事項	2)性能保証事項 前項同様にて以下の内容と理解して宜しいでしょうか。 ごみ処理能力 (びん類ライン) 手選別作業員の能力に依るところから、びん類手選別コンベヤ、No.1 カレットコンベヤ、No.2 カレットコンベヤにおける機器単体の搬送能力(t/h)について、契約日から本ラインの工事着手(2024 年 6 月予定)までの間に確認した能力以上であることを保証すると読み替えて宜しいでしょうか。尚、処理物の比重により処理量変動するため、必要に応じて建設時の見掛け比重 0.3t/m3 で換算を行うものと理解して宜しいでしょうか	そのようにご理解いただいて結構です。
17	12	第 1 章 第 6 節 2.保証 事項	2)性能保証事項 前項同様にて以下の内容と理解して宜しいでしょうか。 選別基準(純度) 鉄に関しては、破碎物が破碎基準を満足しなければ鉄類の純度が低下するため、契約日から各ラインの工事着手(不燃・大型ごみライン 2024 年 1 月予定、缶類ライン 2023 年 11 月予定)までの間に純度を確認し、各値を満たしていない場合は、確認した値以上であることを保証すると読み替えて宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
18	12	第 1 章 第 6 節 2.保証 事項	2)性能保証事項 前項同様にて以下の内容と理解して宜しいでしょうか。 選別基準(純度) アルミ(両ライン共)、不燃物、可燃物に関しては、契約日から各ラインの工事着手(不燃・大型ごみライン 2024 年 1 月予定、缶類ライン 2023 年 11 月予定)までの間に純度を確認し、各値を満たしていない場合は、確認した値以上であることを保証すると読み替えて宜しいでしょうか。尚、純度確認方法は建設時の引渡性能試験要領書に準じて行うものとします。	そのようにご理解いただいて結構です。

質問 番号	図面 番号	仕様書	質 問 事 項	回 答
19	12	第 1 章 第 6 節 2.保証 事項	2)性能保証事項 前項同様にて以下の内容と理解して宜しいでしょうか。 公害防止基準(騒音、振動、悪臭) 悪臭に関しては、工事範囲において著しく悪化させるものがないため、性能保証対象外と理解して宜しいでしょうか。また、工事完了後の参考計測を行います。	そのようにご理解いただいて結構です。
20	12	第 1 章 第 6 節 2.保証 事項	2)性能保証事項 前項同様にて以下の内容と理解して宜しいでしょうか。 公害防止基準(騒音、振動、悪臭) 騒音、振動については、契約日から第 1 期工事着手(2023 年 2 月予定)までの間に公害防止基準値以内であることを確認し、基準値を超える結果となった場合、別途工事にて対策工事を実施したうえで保証値を満足するものと読み替えて宜しいでしょうか。尚、昼間の一部時間帯及び朝・夕、夜間は処理運転時間外であるため、確認・保証の対象は処理運転時間内に限定するものと理解して宜しいでしょうか。	騒音、振動は、工事着手までの間に公害防止基準値以内であることを確認し、基準値を超える結果となった場合、保証の対象外とします。また、処理運転時間内を、確認・保証の対象とします。
21	12	第 1 章 第 6 節 2.保証 事項	2)性能保証事項 前項同様にて以下の内容と理解して宜しいでしょうか。 作業環境基準 本工事の更新対象とならなかった設備および既設流用部分を除き、機械騒音が著しい機器の内、別室に収容されていない機器についてのみ、契約から 2023 年 1 月までに計測した数値以下であることを保証するものと理解して宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
22	12	第 1 章 第 6 節 2.保証 事項	性能保証事項(質問 14～21)において、工事前に確認した数値から悪化した原因が本工事の整備範囲外である場合は保証の対象外と理解して宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。

質問 番号	図面 番号	仕様書	質 問 事 項	回 答
23	12	第 1 章 第 7 節	本工事の更新範囲において、設計・施工不備が原因と認められる契約不適合についてのみ、本項目の対象と理解して宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
24	12	第 1 章 第 7 節 1. 設計 の契約 不適合 責任	1) 設計の契約不適合責任期間は原則として、引渡後 10 年間とします。 とありますが、部分引渡を行うものについては、部分引渡後 10 年間と理解して宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
25	13	第 1 章 第 7 節 2. 施工 の契約 不適合 責任	1) プラント工事関係 プラント工事関係の契約不適合責任期間は原則として、引渡後 2 年間とします。 2) 建築工事関係(建築機械設備、建築電気設備を含む) 建築工事関係の契約不適合責任期間は原則として、引渡後 2 年間とします。 とありますが、部分引渡を行うものについては、部分引渡後 2 年間と理解して宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
26	13	第 1 章 第 7 節 5. 契約 不適合 確認の 基準	主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生する場合の前提として、消耗部品については対象外と理解して宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
27	54	第 2 章 第 8 節 4. 排風 機	(6) 操作方式が遠隔自動及び現場手動となっていますが、遠隔自動とは現状の制御どおりと理解して宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。
28	56	第 2 章 第 10 節 1. 空気 圧縮機	(5) 操作方式が自動連動及び現場手動となっていますが、自動連動とは現状の制御どおりと理解して宜しいでしょうか。	そのようにご理解いただいて結構です。